

### 1. 治療期間を求めます。

例 事故日が3月10日で、3月13日に初診、5月31日に「中止」となった場合。

(1) 起算日の求め方

初診日が事故発生日から7日以内のときは、事故発生日が起算日です。

初診日が事故発生日から8日以降のときは、初診日から7日前の日が起算日です。

起算日 =

3月10日

(2) 最終日の求め方

治療最終日が「治癒」の場合は、治療最終日が最終日です。

「中止」「継続」「転医」の場合は治療最終日に7日を加算した日が最終日です。

最終日 =

6月7日

(3) 治療期間 = 起算日 (A) から最終日 (B) までの期間

治療期間 =

90日間

### 2. 実治療日数を求めます。

例 入院2日、通院30日、ギプス装着10日間 (うち重複4日)

実治療日数 = 入院日数 + 通院日数 + ギプス装着日数 (入通院日と重複する分は差し引きます)

38日

### 3. 慰謝料の対象となる日数を求めます。

Dの二倍の数字が慰謝料の対象日数です。

ただし、その値がCより大きい場合は、Cを限度として慰謝料の対象日数とします。

$D \times 2 < C$  の場合・・・  $E (= D \times 2)$

$D \times 2 \geq C$  の場合・・・  $E (= C)$

例  $38 \times 2 < 90$

76

### 4. 対象日数に4200円を乗じます。

(平成14年4月以降に発生した事故)

自賠責保険の入通院慰謝料額 =  $E \times 4200$ 円 =

例  $76 \times 4200$

319200円

注意事項

1. 医師または柔道整復師の治療を受けた場合です。
2. 「治癒」「中止」「継続」などは、診断書に記載されます。
3. 頸椎カラーや鎖骨バンド、その他軟性装具はギプスではありません。
4. この計算シートで全てのケースでの妥当な慰謝料額が計算できるものではありません。ご利用は自己責任でお願いいたします。
5. 計算シートの使用方法についてのご質問はご遠慮ください。